



2021年 7月1日 発行

～巻頭言～



離婚と出費 No-1

毎年、有名人の離婚騒動がTVを賑わうのを面白おかしく見ているのは私だけであろうか？厚生労働省の2018年調べでは、(少々古いが)20万8333組の離婚件数だそうである。実に2分に1組の離婚となる。有名人ばかりの話ではない。離婚は離婚届に印鑑を押せば終わりというわけではない。離婚調停も結構あると聞く。家裁での調停は元調停委員や経験者の話から、出廷で2人が顔を合わせることはないらしい。離婚で問題なるのが、慰謝料、財産分与、養育費等々である。

慰謝料についてみていこう。読んで字のごとく慰謝料は家庭内暴力、浮気による精神的苦痛などに対する慰謝料で、所得税の範疇の非課税となる。他人同士の暴力によるけがの慰謝料と同じである。(損害賠償金である)一般的には200万～400万円と言われているが、収入、所得によって変わるようである。通常必要と認められる範囲を超えるものは、贈与税の対象になるが、仕事上、私は経験したことがない。

次に、財産分与についてみてみよう。「無償の財産移転」と言われ、よく偽装離婚に使われる手口でもある。事業に失敗して財産が差し押さえられる場合、妻に協議離婚とともに財産移転を行う場合である。(これは犯罪です?)財産分与は夫婦協力で築いてきた財産を2人で分け合うことをいいます。財産分与で預貯金や、生活資産以外では注意を要します。不動産、自社株は課税が発生します。財産分与として居住用不動産を夫から妻へ財産移転した場合、登録免許税や不動産取得税がかかります。税法では、不動産を渡す側は時価で売却したものとして譲渡所得税が課せられます。財産分与で何故税金がと思いますが、「財産分与義務の消滅」という経済的利益を得たから課税されるのです。居住用以外の不動産の場合は特に注意が必要です。節税の話の一つします。居住用財産の分与は、離婚前に20年以上夫婦であれば居住用不動産の2000万円と基礎控除の110万円つまり2110万円を先に贈与します。離婚後は「赤の他人」となりますから居住用財産の残りの部分を財産贈与すれば居住用の3000万円控除で譲渡所得税を逃れる可能性があります。つまり5110万円まで課税されないということになります。

財産で注意すべきことは、自社株の財産分与です。夫婦共に会社で働いている場合、自社株は離婚時の財産分与の対象外とする合意書も必要かと思えます。結構もめます。

尚、子供がいる場合の養育費については、慰謝料と同様非課税であります。相続税、所得税において「学費に充てるため給付される金品、扶養義務履行の金品は所得税の対象になりません。」それにしても2分に1組の離婚とは驚きですが、熟年離婚もあるそうで私も気を付けたいと思います。追い出されないように!

話は変わりますが、OECDがコロナ禍で税収が減少し貧富格差を是正するため相続税の増税を提言しています。この提言は日本の税制改革議論にも遡上している。相続と贈与の一体化である。次回の巻頭言に少し報告したいと思います。